

土地家屋調査士の
安心宣言



あなたの明日を守りたい

境界標を守ろう

お隣り同士が、平穏で心豊かな暮らしを続けていくために!!



土地家屋調査士は2010年に
制度制定60周年を迎えました。

ひと・とち・みらい は一もに一

日本土地家屋調査士会連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
tel.03(3292)0050 fax.03(3292)0059

<http://www.chosashi.or.jp>

詳しくはWEBで。土地家屋調査士

検索

境界標の 意義

土地の境界標とは、一筆の土地の境の屈曲点に設置された標識のことで、その土地の所有者が、排他的に使用することができる範囲を、客観的に定めたものです。

宅地造成や区画整理等によって、境界標が既に設置されているところはともかく、明治初期に作成した公図に頼っているところも未だに多く、所によっては樹木や、板塀を境界としているところもあります。中には、現況が変化して、誰も正確な境界点を証明することができないために、多くの労力と経済的負担を費やして復元することがあるばかりでなく、これが元で、今まで平穏なお隣さんとの関係も悪化してしまうというのが現状です。

境界が不明ということは、境界標が現地にないということで、登記されている土地を現地において特定することができないということになります。

更に土地は、相続されますので、自分がおよその位置を知っているだけでは不十分です。世代が変わって子供や孫の時代になれば全く分からなくなります。

そこで、大切な財産を管理するためには、境界点に不動の永久標識を設置して、境界標を維持管理することが最も大切なことです。

境界標設置 による 5つの メリット

- (1) 境界問題の予防になります。
- (2) 財産の侵害防止になります。
- (3) 売買や相続が迅速に行えます。
- (4) 正確な地図の基礎となります。
- (5) 不動産登記制度の充実につながります。



境界標の あれこれ

石杭



金属標



プラスチック杭



コンクリート杭



金属鈎



刻み



関連法規

民法 (境界標の設置)

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。
(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

刑法 (境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。